

会 議 録 目 次

平成27年第1回曾於市議会臨時会

会期日程	415
○7月23日（木）	
議事日程第1号	417
開 会	419
開 議	419
会議録署名議員の指名	419
会期の決定	419
議案第54号	419
議案第55号	434
閉 会	444

平成27年第 1 回曾於市議會臨時会

会 期 日 程

平成 27 年第 1 回曾於市議會臨時会会期日程

会期 1 日間

月	日	曜	会 議	摘 要
7	2 3	木	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議案の審議・表決 ○閉会

平成27年第 1 回曾於市議會臨時会

平成27年 7 月23日

(第 1 日目)

平成27年第1回曾於市議会臨時会会議録（第1号）

平成27年7月23日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第54号 財産の取得について（コミュニティFM放送戸別受信機）

第4 議案第55号 平成27年度曾於市一般会計補正予算（第2号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番 岩 水 豊 議	2番 湊 合 昌 昭	3番 泊ヶ山 正 文
4番 上 村 龍 生	5番 宮 迫 勝	6番 今 鶴 治 信
7番 九 日 克 典	8番 伊地知 厚 仁	9番 八 木 秋 博
10番 土 屋 健 一	12番 山 田 義 盛	13番 大川内 富 男
14番 大川原 主 税	15番 海 野 隆 平	16番 久 長 登良男
17番 迫 杉 雄	18番 坂 口 幸 夫	19番 徳 峰 一 成
20番 谷 口 義 則		

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

11番 原 田 賢一郎

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長 浜 田 政 継 係長 持 留 光 一
参事補 津 曲 克 彦

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 五位塚 剛 教 育 長 谷 口 孝 志
副 市 長 八 木 達 範 教育委員会総務課長 今 村 浩 次

副市長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総務課長	永 山 洋 一	社 会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	松 尾 安 次	経 済 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	富 岡 浩 一	畜 産 課 長	木 佐 貫 育 穂
企画課長	橋 口 真 人	耕 地 課 長	吉 野 実
財政課長	吉 川 俊 一	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
税務課長	中 山 浩 二	水 道 課 長	堀 内 光 秋
市民課長	久 留 守	大隅支所産業振興課長	八 木 秀 久
保健課長	丸 野 哲 男	財部支所産業振興課長	上 岡 慶 男
福祉事務所長兼福祉課長	川 添 義 一	農業委員会事務局長	小 浜 昭 二

開会 午前10時00分

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより平成27年第1回曾於市議会臨時会を開会いたします。

○議長（谷口義則）

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口義則）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、海野隆平議員及び久長登良男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日7月23日の1日限りといたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第54号 財産の取得について（コミュニティFM放送戸別受信機）

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、議案第54号、財産の取得について（コミュニティFM放送戸別受信機）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第3、議案第54号、財産の取得について説明をいたします。

曾於市コミュニティFM放送施設整備に伴い、市内全世帯に配布する戸別受信機を購入するため、売買の仮契約が成立したので、地方自治法第96条第1項第8号及

び曾於市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、本案を提案するものであります。

それでは、内容につきまして説明をいたします。

取得する財産の種類は物品で、コミュニティFM放送戸別受信機です。

取得の相手方は、広島市西区己斐本町三丁目16番地21号、株式会社メディアトライ代表取締役藤原徳禎氏。取得数は1万8,000台。取得金額は8,436万9,600円であります。

なお、財産の取得について、参考資料として物品売買仮契約書、入札執行結果表、曾於市コミュニティFM放送戸別受信機仕様書を添付しておりますので、御参照ください。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○1番（岩水 豊議員）

それでは、まず、株式会社メディアトライの会社の概要、それとあわせて、こういうコミュニティFMラジオの納入実績、契約に当たる会社として、指名された会社としての会社の財務内容、それと仮契約書の中身を見ますと、物品納入後の支払いになっているようでありますが、部分払いとか、そういう支払いの条件はどういうふうになっているかをお示してください。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、メディアトライの概要でございますけれども、本社につきましては、記載のとおり、広島県の広島市でございます。営業所につきまして、島根県とそれから東京のほうに営業所持っておるところであります。

創業につきましては、平成6年の創業ということで、営業年数が20年ということでございます。

それから、納入実績でございますけれども、この受信機等の納入につきましては、山口県の山陽小野田市、それから東広島市、それから愛媛県の宇和島市、それから京都府の福知山市、それから鹿屋市といったところに納入実績があるところでございます。

それから、財務内容でございますけれども、まず、この会社の納税等の内容につきまして、こちらのほうで、全て証明書等を問い合わせしているところでございますけれども、県税、法人税とも滞納はございません。それから、当然市税のほうも滞納はなしということでございます。

それから、雇用保険等につきましても、納入しておりまして、問題はないかとい

うふうに考えておるところでございます。

それから、部分払いにつきましての質問でございましたけれども、添付してございます仮契約書の中に部分払いの規定はないところでございます。これにつきましては、本件につきましては、完成後の一括払いということの内容になっているところでございますけれども、これにつきましては、市の財務規則の第75条に規定がございまして、機能の部分が3割以上のときには、部分払いができるといったような規定がございます。

この場合、一時納入が4,000台ということでございます。全体の22%でございますので、部分払いには該当しないということでございまして、完成払いということの内容になっているところでございます。

以上でございます。

○1番（岩水 豊議員）

通常、企業側としても八千数百万という金額の場合、納入に当たり、どうせ製造元から仕入れて、納入ということになると思うんです。相手方の通常の状況として、製品をそれだけの分を、完成までに納められるだけの財務内容であるかという判断はされたかどうかということをお伺いします。

○財政課長（吉川俊一）

完成までの財務内容でございますか。それにつきましては、実績等というのを勘案いたしまして、それから当然、この契約を指名するときに、仕様書等につきましても、全て相手方に提示させていただいております。それに基づいて、相手が指名というか、入札をしてきたということでございますので、当然対応できる、そういった力を持っているということを判断しているところでございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

大きく数項目質問いたします。

まずこの補正予算、前回予算でも出てきておりますけれども、確認かたがた、この購入に当たっての財源の内訳について説明してください。

2点目は、全世帯ということで1万8,000個購入であります。全世帯の基本的な捉え方について、今後の世帯向けのいわば納品する関連との、関連性で質問をいたします。

御承知のように、この1万八千数百世帯ありますけれども、恐らく入退院あるいは介護施設等の入所等を繰り返しておられる、あるいは入所、入院している人たちは、1,000世帯は曾於市の場合は超えるのじゃないかとは思っておりますが、こう

いった方々を含めて、こういった考え方、捉え方で全世帯に納品するという考え方を示しているのか、もちろん十分審議された上での1万8,000、そして全世帯に向けということになるであろうと思いますので、全世帯の捉え方、今後の納品のあり方含めてお答え願いたいと考えております。

大きな2点目、受信機の使用についてでございます。

まず第1点であります、5ページにありますけれども、基本性能や、あるいはこの規格はこの入札に当たりまして、曾於市の場合、何を参考に決めたのか、全国的にもいろんなこの受信機があろうかと思っておりますが、曾於市の場合は入札に当たりまして、基本性能や規格は何を参考にされて決めたのか。

関連して2点目、今回の入札においては、メーカーは指定をしたのかどうか、当然この同じ基本性能や規格を持っていたとしても、メーカーにより、やはりこの価格に差異があるんじゃないかと思っております。差異があったら、例えばメーカーを指定しなかった場合、当然、入札価格にも大きな変化があるんじゃないかと思えます。

その関連性であるかどうかわかりませんが、資料にありますように、今回、入札価格が少ないのと大きいのが2倍近い大きな差異が生じております。その点で、メーカーは指定したか、しなかったのかの質問であります。

関連して3点目、メディアトライの納品した、この今回この受信機のメーカー名は、どこのメーカーを納品することになるのであるのか。

次の大きな質問、メディアトライについてでございます。

先ほど、岩水議員からも質問がありましたけれども、あわせて資本金、あるいは従業員、あるいはこの会社はどういった業務を、主な業務の内容としているのかどうか。この3点であります。

次に4点目、大きな、最低価格は、今回は一応設定したのかどうか、あるいはしなかったのかどうか、そのしたか、しなかったを含めて理由を、含めて答弁してください。

次に、この受信機については、市民に対しては、貸与となるのか、譲与となるのか、確認がたの質問であります。仮契約書によりますと、12カ月はこの会社が、一応修繕等を含めて、機器に不備が生じた場合は、責任持つとなっておりますが、2年目以降は、貸与か譲与かによって基本的に、市民から見て、やはり違いが出てきます。その点で、貸与か譲与かであります。

最後に、コミュニティFMの実施時期についても、一応28年度からの4月1日ということで考えていいのかどうか、実施時期についての確認として質問であります。

以上です。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、1番目の財源でございますが、財源につきましては、合併特例債で予算計上しておるところでございます。

それから全世帯向けの納品でございますが、配布の基準でございますが、基本的には、住民基本台帳に登録されている全世帯向けの配布を計画しているところでございます。

ただし、福祉施設等で入居されている方で、戸別に世帯主登録されている場合は除きます。そのため、全福祉施設には1台ずつ無料で配布する計画としております。

また、市内の学校や公民館等の公共施設も配布する予定です。それから、転入者につきましては、転入手続時に配布いたします。また、転出者につきましては、転出手続時に返却をお願いする予定であります。

続きまして、受信機の基本性能でございますが、今回受信機の設計において留意した点でございますが、一番大事な点は、曾於市コミュニティFMが送信する定時放送と緊急放送の自動起動信号を受信し、この信号を受信すると自動で受信機が起動し、放送が聞ける装置が内蔵している点です。

また緊急放送のときには音量が大きく放送されるシステムとなっている点でもございます。さらに、国のJ—ALERTとの連携もあるところでございます。

そのほか、本受信機の自動起動システムは、自動起動信号により全受信機が起動するシステムと、別にまた大隅、末吉、財部地域と別々に自動起動することができるシステムとしたところでございます。

そのほか、停電時にはライトが点灯し、受信機の所在がわかる、持ち運びができる、曾於市コミュニティFM以外の放送局が4つ以上セットできる等を、入札時の仕様としたところでございます。

それから、受信する基本性能でございますが、これが今の分ですね。

メーカーを指定していたのかということでございますけれども、今回メーカーにつきましては、仕様書におきまして、5つの製造業者がございましたので、それを仕様書に参考として記載したところでございます。

それから、今回のメディアトライの製品につきましては、メディアトライの自社製品でございます。

それから、受信機が、貸与か譲与でございますが、基本的には貸与、無償貸与としている点でございます。ですので、転出の場合は返却をお願いするところでございます。これによりまして、貸与ですので、基本的には故障等は個人負担となると考えているところでございます。落雷とか、もしくは盗難とか、それぞれの事情が

ございますので、その点は考慮したいと考えているところでございます。

それから、FM放送の実施時期でございますが、FMの免許の件もございますが、今の計画では来年の4月に開局する予定で進めているところでございます。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、メディアトライにつきまして資本金、それから従業員数、それから主な業務につきましての御質問でございますけれども、申しわけございませんけれども、資本金につきまして、ちょっと手元のほうに資料持ち合わせていないところでございます。

従業員につきましては、本社の広島のほうには従業員が23名でございます。しながら、製造につきましては、別な島根県のほうの営業所のほうで、製造しているところでございます。この23名の中には、その製造のほうの従業員は含まれていないところでございます。

それから、主な業務でございますけれども、主な業務につきましては、電気の通信機器等の製造販売といったようなものが主な業務でございます。

それから、最低制限価格の設定の関係でございますけれども、本市におきましては、最低制限価格の設定につきましては、工事の2,500万円以上の土木工事、それから建築の5,000万円以上の工事につきまして、最低制限価格を設けているところでございまして、今回のこの物品等の入札につきましては、最低制限価格、それから低入札価格調査価格等については、設定してないところでございます。

以上でございます。

先ほどの資本金につきましてでございますけれども、資本金につきましては2,100万円でございます。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問をいたします。

基本的には譲与でなくて貸与ということですが、先ほど、全世帯向けの捉え方、再度質問をいたします。

先ほど申し上げましたように、1万8,000世帯の中には、入所あるいは入院中の方々が結構多く含まれていると思いますが、あるいはそれを繰り返している、入所、入退院を繰り返している世帯も結構たくさんおられると思いますが、そうした方々、基本的には、もちろんそういった世帯も対象となろうかと思うのですが、そういった世帯に対しての、配布の考え方、捉え方について、お聞かせ願いたいと考えております。

それから関連いたしまして2点目、貸与となりますと基本的には個人負担、場合によっては曾於市が負担することになろうかということですが、これらにつ

いては、内規はこれからですか、条例化するほどでもないんですけれども、規則等はこれから策定でしょうか。これが質問であります。

当然に、やはり行政でやることでありますから、面倒くさくっても、一定の貸与についても文書で、簡単であっても、やっぱり取り交わすべきじゃないかと思うんです。市の税金を使うわけでありまして、故障となりますと、特にそういった点が出てきますので、そのあたりを含めて一応文書の、簡単であっても、取り交わすことを含めての世帯向けの準備はされているのかどうか含めてお答え願いたいと考えております。

コミュニティFMについては、実施時期4月、4月1日ということで、細かいですけれども確認をさせてください。

以上です。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、全世帯という捉え方でございますが、基本的には住民基本台帳の世帯主という考えでございますが、実際は住民基本台帳おいたままいらっしゃらない方もいらっしゃると思うんです。そういうところは、配布しようにも配布できないということがございます。

また、入院、入退院の繰り返し、自宅に帰る、自宅に人がいるという状態であれば配布を考えているところでございます。

内規でございますけれども、現在はもう案として作成はしているところです。あとは案で作成しております。

3番目のFMの開始時期でございますが、試験放送の期間等を約1カ月弱とる必要がございますので、4月1日とはならない場合も考えているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず答弁漏れから、この貸与の場合に、面倒くさくても、それを世帯と、簡単であっても、それなりの文書は取り交わすのが行政だと思うんです。その考え方であるのかどうかです。

それから、これは確認かたがた3回目でありますけれども、実施時期は4月1日ですか。こういった大事な大きな問題は、現在の段階でいつからの予定って、答弁できないこと自体がおかしいんですよ。ちょっと、答弁を振り返っていただきたいと思うんですよ。これだけの1億近いお金をまた提案されているわけだから、一応市の計画としては、何年の何月何日からの予定ですってことを、これは明確に言うのが筋ですよ。その点で、変更はあり得ますけれども、やはり議会答弁であります

ので、何月何日からの予定でありますということは、答弁してください。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、1番目の件でございますが、配布の要綱の中に本人と文書を取り交わすという案を入れているところでございます。

それから、FMの開始時期でございますが、4月1日を予定しておりますが、免許が3カ月から4カ月かかりますので、順調に3カ月でいただければ、4月1日できると考えているところでございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（上村龍生議員）

3点質問いたします。

まず、取得の方法、これが指名競争入札となったということの理由です、これ1点目。

2点目が、その業者指名の方法、やり方、どのようにして業者を指名したのか。

それから、3点目が、先ほど最低価格の話もありましたけれども、予定価格は1億二千九百何十万、それで、落札が消費税を含めて八千四百何十万、大体3分の2程度ですか、というふうに理解できるんですが、何らかの、当初の想定といいますか、価格変動の範囲内であるのか、問題はないのかその辺のところを、ちょっと説明を求めます。

○財政課長（吉川俊一）

それではお答えいたします。

まず、指名競争入札とした理由でございますけれども、今回の物品につきまして、仕様書のほうで、類似品等を提示してございます。それで、類似品につきまして低価格で、それから契約を確実に履行できるということで、製造メーカー、それから取り扱いの業者、それから市内業者を指名いたしました。これにつきましては、当然市内業者の育成、それから非常に金額的にも大きい金額でございますので、なるべく低価格で購入したいといったようなことがございまして、指名競争入札をいたしたところでございます。

それから、指名の方法でございますけれども、これにつきましては、まず内訳でございまして、今回12業者指名いたしました。その中で、3つの業者が辞退をしたわけでございますけれども、本市の指名競争入札参加資格及び指名基準等に関する要綱の中に、その指名業者につきましては、なるべく10人以上と言ったようなことの規定もございまして、

それで、当然ながら、市内業者を登録してあるところを全て、指名を申し上げました。それから、市外業者につきましては、競争性を高めるために10社以上となるように、5社を追加いたしましたして、12社としたところでございます。

その中で、製造メーカーといたしましては、ここに配布してございます資料の中で、シンクレイヤ、それから今回落札いたしました、契約いたしましたメディアトライ、それからリズム時計工業、これが製造メーカーでございます。

それから、兼藤産業というのが、これにつきましてはU R O電子といったようなメーカーがございましたけれども、その取扱店でございます。その取扱店を入れまして、それから市内の業者7社を入れまして、計12社といったようなことで指名をいたしましたところでございます。

それから、落札額につきまして、非常に安くで落札していただきまして、非常にありがたいことでございましたけれども、これにつきましては、価格変動とそういったもの等については採用してないと、これにつきましては、あくまでも競争の結果といったようなことを考えているところでございます。

○4番（上村龍生議員）

その落札価格の観点ですけれども、先ほど低入札価格調査かれこの価格も設けなかったということなんですが、この今回の入札価格、それから内容で問題はないという理解をしたというふうに理解はするんですけど、今後のために、やっぱり何らかの対応策は考えるべきではないのかなというふうに思うんですけども、その辺いかがですか。

○財政課長（吉川俊一）

そういった最低制限価格、それから低入札調査価格等につきまして、物品等につきましては、こちらのほうから仕様書等そういったもの等を詳しく相手方に提示いたしまして、こういったものを納品していただきたいということを、示しているわけでございます。その中で、安い価格で入札をしていただくわけでございますので、そういうことを含めまして、物品等については、そういった価格を設定してないところでございます。

物品等につきましては、今後もそういった形で進めていきたいというふうな考えを持っておるところでございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑。

○5番（宮迫 勝議員）

3点ほどお伺いします。

私は、このラジオの発注については3町に分けて、それぞれ市内の業者も含めて

入札発注されるのかなと思っていました。今回、この一括して、発注入札した理由は何か、まずこれが1点です。

そして、曾於市内の商工業者育成のためについての部内での議論、これどのような議論があったのかお聞かせください。

2点目は、市民へのこの受信機の配布方法、これはどう考えているのか。そして、地元の業者だったら故障時のアフターケア、これができるんです。このメーカーは広島市、1年間は不良品が出たら交換をしますよというけれども、このアフターケアについてはどのような考えなのか、この3点お伺いします。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、私のほうからは、一括入札について、それから業者育成についての質問にお答えいたしたいと思います。

まず、一括入札についてでございますけれども、今回の入札につきましては、個数が限定してございます。そういったもの等につきましては、例えば、個数等が限定してない場合は、単価契約といったような方法もとるわけでございますけれども、個数等を限定しまして総額で、基本的には、入札は総額で行うのが原則でございますけれども、そういったもの等の単価契約をする場合もございますけれども、今回は個数が限定しておりますので、総額で入札といった方法をとったわけでございますけれども、そういった場合は、当然、曾於市内含めて、市外業者も含めて、先ほど申しました要綱に基づいて、指名業者を選定したわけでございます。

それから、地元業者の育成についてでございますけれども、当然、地元業者の育成というのは必要なことでございます。今回の案件につきましては、一括発注ということで、非常に金額も大きいということもございました。しかしながら、そういうことも考えながら、地元業者につきましても、全て入札に参加していただきたいということで指名申し上げました。

それと、当然それだけでは業者数も足りないということもございます。要綱に基づく業者数が不足しますと、市外業者も含めて入札をしていただいたということでございます。なかなかこういった大量の物になりますと、ありますとおり、地元業者のうち3業者が辞退といったような結果もあるようでもございました。

それで、規模的に非常に大きい入札でございましたので、なかなか難しかったのかといったような判断もしているところでございます。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、市民への受信機の配布方法でございますが、今の計画では、まず全世帯に通知を行い、自治会に加入していらっしゃる方につきましては、自治会長さんに配

布をお願いする予定でございます。

また、自治会未加入者の方につきましては、時期を決めまして、市役所本庁及び各支所で配布する予定です。なお時間外でも受け付けを行う計画としております。

アフターケアでございますけれども、これは市の貸与となっておりますので、故障等あった場合は本庁、または各支所に持ち込んでいただき、市から業者のほうへ修理を依頼する形で考えているところでございます。

○5番（宮迫 勝議員）

総額で入札したということは、安いほうが一番いい、これは当然なんですけれども、この前の一般質問でも出ましたように、市内の業者の方、このコミュニティFMについては期待されていたんです。その点をちょっと加味してもらえればよかったのかなと思っております。

それと、自治会長あてで配布してもらおうと、これはこの前の市政説明会ですか、この中では各自治会長に、こういうやるけどお願いしますということは、説明してありますか。これは確認です。

故障時のアフターケア、役所で預かってメーカーに修理を依頼すると、やっぱりこれは、手がかかるんです、二重三重に、だから地元の業者さんの力をかりるのが一番だと思ったんです。だから、この辺のところをもっと発注するときに、課内で議論はなかったのか、確認を求めます。

○市長（五位塚剛）

今回の入札発注に対して、私を含めて、副市長を含めていろいろ議論いたしました。それで、基本的には地元業者にも入札に参加してもらおうということで、条件の合うところについてはお願いをしたところでございます。結果的に地元の業者の方々については、なかなか金額をはじき出すことが難しかったんだろうというふうに思っております。

それと、1万8,000個のこのラジオを購入しますけど、当然ながら、これは相当数のスペアがありますので、故障の場合はすぐに新しいのが渡して対応ができるというふうに思います。また、預かって修理が十分可能だというふうに思います。

あと、配布については、やはり、自治会長さんをお願いしますが、当然自治会長さんのところに市のほうから届けて、あとは配り方については、各自治会長さんがいろいろ、班長さんあたりでやるか、いろいろあると思いますけど、そのあたりについても、一定の手立てというのを検討しているところでございます。

あとはまた、そのことについては、担当課長から答弁させます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

○15番（海野隆平議員）

今回、1万8,000台という受信機を各家庭に、配布をするわけでありまして、まず、この受信機の件でお聞きしますが、耐用年数、耐用年数はどのようになっているのか、まず第1点お聞きしたいと思います。

それと、保証期間ですけど、12カ月、約1年は保証があるというふうに、ここに記載されておりますけど、1年間経ったあと修理等は、当然電気製品ですんで、修理等が発生した場合は、これは個人負担になるのか、それとも市のほうで全て面倒見るのか、お答えいただきたいと思います。

それと、保険の関係です。非常に台数も多いわけでありまして、当然、破損とか故障とか出ることも予想されるわけでありまして、保険等につきましては、何らかの対応がされているのか、以上3点お聞きしたいと思います。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、耐用年数でございますが、明確に文書等はないところでございますが、通常のラジオと同じくらいですので、10年、15年の耐用年数があると考えておるところでございます。

それから、保証期間でございます、修理等が発生した場合でございますが、先ほど申しましたとおり、基本的には、個人が責任の場合は個人負担でございますが、やむを得ない場合は市で修理をする形を考えております。

保険の関係でございますが、保険につきましては、実際の修理代と保険料と見比べる必要があると思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

○15番（海野隆平議員）

耐用年数については、10年から15年と、これ確認した中で今答弁されたのか、再度お聞きします。

それと保険ですけど、当然、これやっぱいろんな状況が想定されますので、保険等についても、今後検討するという答弁されましたけど、当然、私は入っているもんだらうというふうに思っておったわけでありまして、検討するというところで、十分検討していただきたいなというふうには思っています。何か答弁あればお答えいただきたいと思います。

○企画課長（橋口真人）

保証期間の件ですけれども、先ほどの、通常の電気製品と考えて10年から15年という、文書等特にないものですから、そういうふうに答えたところでございます。

保険につきましては、先ほど申しましたとおり、実際の修理代等が幾ら発生するかで、保険代を払うのが得なのか、修理代を払うのが得なのか、そこらを見比べな

がら、検討したいと考えているところです。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

○12番（山田義盛議員）

2点ほど質問させていただきたいと思います。

今回のラジオの端末については、多なる物品を各自治会加入者の皆さん全体に曾於市の皆さんに配布する案件であります、それを使うに当たっては事前の準備等々について、相当時間的にないなと私はそれを思っているところです。

そこで、質問ですが、オフトーク加入者への対応、これは財部ですね、それが今はどういうふうになっているか。実は平成28年4月からコミュニティ放送始まりますっていう話入っていただいています。これについては、各市民の皆さんも御存じであろうと、その中で、オフトークのやつは、どこまで使えるもんかというのがはっきりしない。結局は、撤去して持ってきてくださいとかそう言いますけど、高齢化社会迎えとって、自分なりにできないだろうなと、私はそのように見てますから、その整理をどのように今なっているのか、1つ。

それと、サービス開始が、先ほども質問出ましたけれど、28年4月からと「ごろ」になるという話ですが、これはやっぱり「ごろ」ではいかんです。きちっと4月1日なりからサービスしますという話を明確にすべきだということですが、そこで質問でございますけど、サービス開始については、今度の基本計画内で端末の関係は配布決まったら、問題はセンター設備もろもろのこの説明の書の中に一番後ろに、今後の発注予定はずっと書いていただいております。放送設備の設備工事とか、改修電気機械等々が書かれていますが、スケジュール等において十分いけるかどうか、問題ないのかお伺いしたいと思います。その2点お願いいたします。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、オフトーク加入者への対応でございますが、現在、市政説明会、それから出前説明会等も行っておりますが、まもなく今度は全世帯に通知を行う形で、今進めているところでございます。

オフトークがいつまで使えるかについてでございますが、基本的には、コミュニティFMとダブる期間があると、考えておるところでございます。場合によっては、4月、5月、6月、最大でも3カ月、それ以内の間には、もし聞こえないところがあれば、そこを全部クリアして、全世帯が聞けるようになったときに、オフトークの契約を解除したいと考えているところでございます。

それから、サービス開始でございますが、先ほど申しましたとおり、今のこの工

事、それから法人設立の準備をしておりますが、4月1日を目標として作業を進めているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○企画課長（橋口真人）

済いません。まず工事関係につきましては、この参考資料に今後の発注予定でございますが、これは8月、9月、9月から工事にかかる計画でおりますが、基本的には3月中旬までに工事は終わる計画でございます。

また、法人設立につきましても、8月中には法人を設立し、8月中には、また通信局のほうに免許の申請を行い、最短でも3カ月かかりますので、11月までに免許、場合によっては12月になると思いますけれども、そこまでに免許を取得し、その後12月くらいから、この法人の仕事の準備期間に入り、トレーニングをしたいと考えているところでございます。

○12番（山田義盛議員）

後先なりますが、サービス開始の準備態勢は十分整っているということで、理解をいたします。

もう一つのオフトークの関係ですけど、30年までは使えますよという話を、住民は理解しておるんですよ。だから、そこ辺を、そのあたりの関係をきちっと、4月開始で、オフトークについては全て撤去してあげますよという明文がまずないんで、そこはちょっとあやふやにしちゃいかんと思うんです。そうすると、市民は惑いますから。自治会のチラシの中で、撤去は、外せる方はどうぞ持ってきてくださいとか、非常に曖昧な文章が多い、今までの関係が。だからそこをもうちょっと、住民が混乱しないようにやっぱ明確にすべきだと、私はそう思ってますんで、今回の議案に直接関係ありませんけど、サービス開始するに当たっては、十分そこ辺を明確にしてほしい。

電波法上の関係で免許が来るのが3カ月かかる、これはわかっています、私。しかし、そういうのは、サービス開始に当たっての準備事項ですから、それは明確にしないといかん。だから、住民の皆さんに4月何日から放送開始いたしますんで、オフトークは使えませんというようなのをピシッとしないと、何か今まで見ていると、非常に、苦勞していただいて、コミュニティ放送について、いろいろとやっていただいています。しかし、私やったらわかりますけど、住民の皆さんは、これ何のこっちゃやろうかと、わからないんです。それについては、十分、今後浸透するように努力していただきたい、お願いします。

以上ですが、いかがですか。市長、これ市長にちょっと。

○市長（五位塚剛）

基本的には、山田議員が言われるとおりだというふうに思います。市といたしましては、来年の4月1日にスタートができるように逆算をして、各種の申請手続、また態勢を含めて、また今後、親機の発注を、工事を含めてやっていきますので、十分市民に迷惑のかからないように、努力したいというふうに思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

他に質疑はありませんか。

○16番（久長登良男議員）

今、いろいろ意見等が出たわけですが、このラジオというものは、市の資産ですね。

（「マイクを近づけて」と言う者あり）

○16番（久長登良男議員）

市のやつですから、今度はそれを、自治会長さんを通じて配布するというのですが、私の思うところによりますと、財部の場合は一番から何世帯配るかわかりませんが、財部の一は誰々、二は誰々、末吉の一は誰々、ということで市のほうで管理をしなければ、それを全部配った場合に、もし空き家が出た場合の一の財部の3番という人が、仮に空き家になった場合はそれを回収するという形でつけていかないと、15年の場合は、ほかの誰も、今ここにいる人はいなくなるわけですから、後の追跡調査というのは出てこんな、できないのではないかなというふうに思うところであります。

財部のオフトークが出ましたが、このオフトークの場合は加入している人が負担をしているわけです。N T Tのほうに、市のほうと。そういうことで、誰がオフトークはとっているというのはすぐわかるわけですが、このラジオの場合は、自治会長さんを通じて配った場合には、何世帯配ったというその把握はできますけど、個人ごとの、今度は、将来的にはどこにいて、誰が空き家になって、これは回収せんないかんというのは、どこでどういうふうに把握できるのかなというふうに思った場合には、その通し番号をつけたほうがいいのではないかなというふうに思うところですが、その考えはないのかお伺いします。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

今の計画では、ラジオに通し番号をつける計画でいるところでございます。同時に簡単な説明書もつけたいと考えているところでございます。

また、ラジオの配布ですけども、この自治会長さんを通じる分、それから個人の分がございしますが、両方とも名前を書いていただく形とする計画としているところ

でございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案第54号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって議案第54号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第55号 平成27年度曾於市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（谷口義則）

次に、日程第4、議案第55号、平成27年度曾於市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第4、議案第55号、平成27年度曾於市一般会計補正予算（第2号）について、説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の１ページをお開きください。第１条は歳入歳出予算の総額に8,251万6,000円を追加し、総額を237億6,199万8,000円とするものです。

第２条は地方債の補正であり、４ページの第２表のとおり、現年発生公共土木施設災害復旧費の限度額を1,210万円として追加しています。

それでは、予算の概要を説明しますので、一般会計補正予算に関する説明書の３ページをお開きください。

今回の補正予算は、長雨による災害復旧に伴うものが主なものであり、歳入から説明しますと、国庫支出金は災害復旧費国庫負担金を2,435万円、繰越金は前年度繰越金を4,606万6,000円、市債は災害復旧費を1,210万円追加しています。

歳出については、４ページをお開きください。

農道等維持補修に伴う農地整備費を900万円、前玉団地市営住宅工事に伴う住宅対策費を720万円、災害応急作業に伴う農業用施設災害復旧費を1,209万円、公共土木施設災害復旧費に5,422万6,000円を追加しております。

以上で、日程第４、議案第55号について説明いたしました但、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。終わります。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○１９番（徳峰一成議員）

まず、説明書の１ページの前年度繰越金が4,606万6,000円で、全体で9,606万6,000円になっております。最終的に前年度から繰越金については、どの程度想定をしているのかが質問の第１点であります。

第２点目は、災害復旧費全体が1,210万円であります。２ページで歳入でありますけれども、災害復旧債です、災害復旧債1,210万円であります。質問であります但、市債の利率、償還充当率等について内容説明をしてください。

次に、歳出の中の農林土木災害についてでございます。

その質問の１、この災害はいつからいつまでに起きた災害が予算計上されたのか、これが質問の１点。

関連いたしまして、その後の長雨、豪雨等も続いておりますが、その後の災害については、９月の定例会での予算提案の予定であるのか、これが第１点。

第２点目、その中の土木災害、土木災害の中の測量設計委託料の217万2,000円、細かいですが、８件分が計上されています。設計委託後の工事費まで今回は予算計上されているのか、委託料だけでなくって、その工事費についても計上されているのかどうかです。理屈からいったら、計上はできないと思うんですけども、その場合は９月議会になるのかどうか。

それから、この項の3項目災害委託料、災害委託料っていうのがあります。一方で工事費というのがあります。これは土木も農地も同じでございます。単純な質問ではありますが、この災害の委託料です、委託料の基本的な捉え方、考え方について説明してください。工事費との違いについても説明してください。金額的には、大体想定ができるんですけども、具体的などういった、曾於市の場合は、この違いでそれぞれ委託料と工事費に分けて予算計上されているかの立場からの質問であります。

次に、災害工事費について、工事費については、本年度の何月までに、基本的には工事を終了の予定計画であるのかでございます。

次に、7ページの災害建設費の金額は少ないですが、720万円でございます。住宅関係の、説明では、事前のこれは単価アップ、7月1日に国等が単価アップ、労務単価がアップになったための予算計上であるということでございますが、今回提案されているのは、市営住宅の建設費だけでありますけれども、建設課初めとして、労務単価がアップして、この影響が関連するのは、ほかにもいっぱいあるんじゃないかということも考えられますが、今回住宅建設だけに絞って720万円計上されたのは、この部分だけの単価アップで、ほかには全く曾於市の場合は関連性がないのかどうかの確認かたがたの質問であります。

以上です。

○財政課長（吉川俊一）

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、繰越金についてでございますけれども、これにつきましては、平成26年度の繰越金ということでございます。これにつきましては、全て確定しているところでございますけれども、歳入総額から歳出総額を引きまして、その差額が8億3,800万ほどございました。8億3,800万でございました。それから繰越明許費、それから継続費等の翌年度に繰り越すべき財源が7,900万ございましたので、それを引きますと7億5,800万ほどございます。それから、剰余金につきましては、6億ほど、6億円、財政調整基金のほうに積み立てておりますので、26年度の繰越金が1億5,873万5,982円になったわけでございます。その中から当初予算に5,000万円計上させていただいております。

それで、今回補正予算に財源といたしまして、4,606万6,000円充当させていただいております。そうしますと残りが6,266万9,982円でございます。これがまた、今後の補正の財源となるわけでございます。

以上のことで、今回繰越金を充当させていただいたところでございます。

それから、災害復旧債についてでございますけれども、利率、それから等についま

してどうかといった質問でございますけれども、利率につきましては、これは変動をいたしますけれども、おおむね0.6%程度じゃなかろうかというふうに考えているところでございます。

それから、充当率でございますけれども、充当率は100%充当ということでございます。

それから、交付税算入率でございますけれども、今年度交付税のほうに元利償還金の95%を算入していただけるといったような起債でございます。

以上でございます。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（吉川俊一）

償還期間につきまして、ちょっと今手元に、別の資料につづってございますので、調べてすぐ。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（吉川俊一）

今すぐ、この後、答弁させていただきます。

○耕地課長（吉野 実）

それでは、今回の補正予算をお願いする中で、参考資料で表が添付されていると思いますが、梅雨期の日雨量比較ということで、曾於市内に気象庁の観測所が1カ所ございます。大隅町の境木町のところにあるわけですが、平成27年7月6日に作成をさせてもらったものですが、これを見ていただければ、6月の2日から7月の5日までの間で、昨年度との比較の表でございまして、日雨量なり累計がございまして、7月5日、1カ月ちょっとの間で昨年度からしますと、1.6倍の総雨量が降っているという状況でございます。

そのようなことで、この期間における災害復旧費だと考えていただければありがたいと思っております。

それから、私どもの農地災害、耕地課の災害復旧につきましては、9月の定例議会において、提案させていただく予定にしております。

それから、災害の応急作業委託料との絡みでございますが、これにつきましては、大雨による農道なり用排水路に土砂崩壊が起きた場合に、土砂除去をしていただくための委託料として、使わさしていただきたいということでございまして、さきの長雨によりまして、当初予算の範囲がもうオーバーしている状況だということで、今回補正をお願いしたところでございます。

それから、耕地課のほうの農道等維持補修費の工事請負費とか委託料がございまして、特に工事請負費のこの150万につきましては、大隅町内の3地区の路線につ

きましてお願いするものでございます。

この3地区につきましては、簡易な補修では、また改めて補修する可能性があるために、工事請負費として工事を発注したいというものでございます。

以上で終わります。

○建設課長（高岡亮蔵）

まず、いつからいつまでの期間に受けた災害かということでございます。

私どものほうでは、市単独災害、それから応急災害等も含めまして、6月3日から7月6日の期間に起きたものを集計しているところでございます。

災害の工事費についての計上もしているのかということでございます。建設課のほうにつきましては、今回委託料の補正と合わせまして工事費の補正もお願いいたしております。市の単独の災害復旧の工事費にかかるもの1,025万、それから国の負担金をいただきながら行う工事を、公共土木災害を3,639万補正をお願いしております。

これにつきましては、建設課のほうで積算をして計上をしているところでございます。

それから、災害の委託料、応急災害の件は、今、耕地課長のほうもございましたように、道路への崩土、それから河川等へののり面の崩落とか、そういったものを緊急的に早急な対応しなければいけないもの、そういったものに要する経費としてお願いしているところでございます。

それから、工事の終了予定ですが、今回末吉のほうで大きなものとして、公共土木災害で柿木・坂元線、それから蔵之町・五位塚の2線をお願いいたしております。これにつきましては、700万から1,000万ということの2件ということで、工期等は2月過ぎ、2月中旬程度になるかと思っております。

大隅のほうで200万程度ということで、これは年内の完成が可能かと思います。

それから、財部のほうが公共土木災害で600万ほどのものが1件と、あとそれ以下のものが4件、合わせて5件でございますけれども、一番大きなものは2月程度、それ以外は年度内完成が可能ではないかと考えております。

それから、前玉団地の720万の補正の件でございますけれども、7月1日に建築の場合は単価改正がございます。その中で、労務単価、資材等がやはり上がりまして、こういった補正をお願いすることになったわけでございます。

ほかの工事等も考えられるわけですが、一応発注の準備等が早かった場合は、それ以前の単価での積算も可能でございます。また、いろいろ工事等の中で、設計の見直し等もしながら、工夫しながら予算の中で、対応できるよう努力をしておるところでございます。

今回前玉に関しましては、これが1棟そのまま、1棟建てる分の工事費ということで、なかなかそういった同じ工事の中の調整がきかずに、こういった補正をお願いするところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

質問が前後いたしますが、今この住宅建設については課長答弁にありましたように、基本的には、毎年7月に単価アップがなされているわけで、これは想定できるわけでありまして、今回たまたま、この臨時議会で補正予算の提案がありましたけれども、いつもあるとは限らんわけでありまして、これまでもそれなりの調整なり努力はされておりますけれども、やはりわかっていることでありますので、率のアップについての細かいことはともかくとして、やはり臨時議会でなくても調整等ができるように、これまで以上に努力はしていただきたいと思っております。答弁よろしいです。

お二人の課長答弁にありましたように、基本的には7月6日あたりまでの豪雨等に対しての災害の予算提案でございます。その後も、今後7月、8月にかけて、あるいは9月の議会にかけて、豪雨あるいは台風等が心配されますけれども、この災害、特に委託料、建設課、耕地課サイドの、これは十分予算は確保されていますね。これは確認だけでございます。

まさか、予備費を使うということはあつてはならないと思うんです。せっかく臨時議会が開かれているわけだから、その点は大丈夫ですか。臨時議会が開かれてなかったら、予備費対応あり得ますけれども。予算対応は大丈夫ですね。お二人の課長から答弁してください。

○耕地課長（吉野 実）

それで、私どもの耕地課の災害の復旧費の災害応急作業委託料の中におきましては、3地区、財部、大隅、末吉地区の見込みということで、応急作業を160万円ずつということで480万円を見込んで、今回補正をお願いしているところでございます。

今回の、今度の土曜、日曜にまた台風が来ますが、十分対応できるというふうに見込んでおります。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

建設課分の応急作業委託料につきましては、当初予算で360万いただいております。それに加えて、今回6月から7月にかけて実際生じた応急作業の分を補正として442万お願いいたしております。それで、当初予算の分はそのままとてあ

りますので、その中で対応は可能かと考えております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

○財政課長（吉川俊一）

先ほどの質問に答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

災害復旧債の償還期間でございますけれども、10年償還のうち2年据え置きでございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

○17番（迫 杉雄議員）

今、質疑等である程度、今回の災害についての耕地、土木の内容がわかりましたが、公共土木の災害について、3地区の案件が今回予算化されていますし、今回は即決ということで、現地等も二、三カ所見ましたが、市長におかれまして、この公共土木災害の現場を8カ所のうち1カ所でも、どっか確認をされたのか、まず伺いしてから2回目の質問に入りたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今回の長雨によって、住民から直接私のほうに電話された方が何件かいらっしゃいました。それについては、私もすぐ出向きまして調査をいたしまして、各課につないで、最低限の土砂の撤去をいたさせました。

基本的には、私も時間の許す限り、現場を見て対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○17番（迫 杉雄議員）

現場は見たということで、当然ですが、農業用地の災害等については突発的なことで数多いわけですが、公共土木災害については、今回予算化されてるのは8カ所ということで、どうかすると、以前から災害出るなというような箇所が出ていると思うんです。

ですから、今後の対応で道路の決壊ということになるのは、いきなり大雨、決壊というのは余り考えられないと、私は日ごろを見ているのですが、今後、やはりそういう前兆がある、そういう兆しがあるところは、ぜひ早目に点検して、そして予算化するなりするべきだと思いますが、見解を求めたいと思います。

特に、蔵之町・五位塚線です。あれを見ますと、これは1,000万と出ておりますが、その前がわからないわけです。前は道があったんじゃないかと、もしくはレンガ、ブロックは落ちておりませんが、それまでにはかなりその場所が変形している

ということです。

ほかの大隅の紺垣についても見ましたが、やはりそういう場所があれば、早目に各課に対応をさせるという考えで、市長の所見を伺っておきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

大体、災害が起きるところは、やっぱりその原因があります。やはり排水の側溝がうまくついてないところ、側溝があってもたまたま側溝の中が詰まってしまって、そこからオーバーフローして、そのことが路肩を決壊したところとかいろいろあります。

ですから、私自身も議員時代から、当局に対して決壊のおそれあるところについては、この側溝のかさ上げ、一番最後のところの水が流れる上のかさ上げを、やはりできるところはやりなさいという、特にカーブになったところでありますので、今後もそういう予想があるところについては指示をしていきたいと思います。

今回、また友常の産業道路がついここ2日くらいで決壊いたしました。これは幹線道路でございます。場合によっては非常に大きな災害になるところでしたけれど、これも原因は、やはり側溝の中にいろいろごみが詰まった関係で、オーバーフローしたのではないかなという予想はされます。

そういう意味では、日頃の側溝の点検を含めて、今後住民に迷惑がないように、また大きな災害がないように指導していきたいというふうに思います。

○17番（迫 杉雄議員）

市長の答弁そのままですが、やはり現段階でも何カ所は、ここは、先々は決壊なりという場所が把握していると思います。その分も今後災害が出れば、かなり大きな額が、予算が出るわけですので、そこのところ再度、今後の災害に強い曽於市づくりを考える観点から、強く指示してもらいたいと思っておりますので、答弁があれば答えてください。

○市長（五位塚剛）

先ほど答弁いたしましたように、やっぱり災害が発生するような状況というのは、大体同じところがあるようでございます。ただ、今回のように集中的に短時間にかんりの雨量が流れておりますので、予測できない部分もありますけど、予測されるところについては、耕地課を含めていろいろ今後指導していきたいというふうに思います。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（宮迫 勝議員）

基本的なことを2点ほどお伺いします。

災害となる基準です、災害復旧になる基準、どのようなものがこの対象となるのか、まずこれが1点目。

2点目です、市民の方から災害というか、申請があった場合に今回のこの復旧以外、該当しなかった件数があるのか。もしあった場合は、その理由はどんなことで災害復旧の対象とならなかったのか。この2点をお伺いします。

○耕地課長（吉野 実）

それでは耕地課のほうの災害について、基準について申し上げますが、まず、災害といいますか、工事の事業費が40万円以上というのが一つの基準になります。それから、基準は40万円というのがあるんですが、それから10万円から40万円の間につきましては、うちの市の単独の災害補助ということで80%補助でございますが、これで対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

建設課関係の災害の基準でございますが、金額にいたしますと公共土木の場合が60万以上が災害の採択の要件ということで、それ以下は市の単独災害復旧事業で対応しているということになります。

条件としては、最大24時間雨量が80mm以上とか、時間雨量20mm以上とそういった降雨に関しては、そういった条件もあるところでございます。

市民からの申請があった場合ということですが、民地にかかわるものについてはちょっと市のほうでの対応ができないということで、私どもが対応するのは、市道、河川といった公共施設に関する災害復旧という考えでございます。

○耕地課長（吉野 実）

申しわけありません。耕地課のほうで、実際市民のほうから申請があったのかということでございますが、現在耕地課のほうで把握しているのが、40万円以上の本災にかけられるのが23件、現在です。それから10万円から40万円で本災にかけられないだろうということについては、現在3件ということで把握しているところでございます。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

農家の方がよく田んぼの土手もしくはのり面が崩れたときに、下の方に迷惑をかけるといけないということで、木のくいを打ち込んだり、もしくは土のうを積んだりして応急処置をしてしまうんです。この場合は災害復旧に該当しますか。

○耕地課長（吉野 実）

ただいまの議員の質問におきましては、私の感覚の中では、農家の方々が崩れた、

いわゆるその被災地につきまして、手を加えていただきますと、この本災にかけられないという実情がございます。

現に2年くらい前に、議員も御承知のところがあったと思いますが、地元の方々がくいを打たれまして応急的に道路を通行できるようにされたんですが、その後この本災にかけられない状況がございました。その点におきまして、非常に農家の皆さんに御不便をかけるわけでございますが、災害にかけるためには手を加えないほうが、災害にかけられるということで、大変農家の皆さんに負担をかけるというふうに思っております。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

だからこそ、市の方が調査に行く前にこのようにもう手を加えないでくださいと、手をつけないでくださいという、農家の方、市民の方に周知をしなくちゃいけないんじゃないかと、これはもう事故防止も兼ねて、こんだけ長雨になるとそこに行くだけで、災害に巻き込まれる可能性があります。

だから、これは今後の課題として、ぜひ文書配布かなんかで、これからも台風時期に入りますから、災害が来るおそれがあります。そのために、やっぱり市民の方に今のことを周知されてください。ぜひ、これは検討されるようお願いします。答弁を求めます。

○耕地課長（吉野 実）

今御指摘がありましたとおり、当然この件、災害につきましては、ただ、今の議員のほうとの話の中で、一部の農地の、個人所有の農地等の決壊とか、それについては当然手を加えないほうがいいわけですが、ただ、農道の幹線的な農道になり、幹線的な用排水路等にすごい土砂量が崩壊した場合は、先ほどお願いしました緊急応急災害の委託料、業者の方をお願いして崩土除去はしていかないとはいけないと思いますが、いわゆる個人の農地の災害、それから小さい用排水路の道路、農道等の災害につきましては、手を加えないでいただきたいということの周知等については、今後、内部検討しながら、市民の皆さんに周知を徹底していきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号については、会議

規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案第55号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって議案第55号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして平成27年第1回曾於市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時22分